



今月は、新しく始まる社会保障・税番号制度「マイナンバー」詐欺について取り上げました。様々なニュースが報道されていますが、まずは、正しい知識を持って、トラブルに巻き込まれないよう気を付けていきましょう。

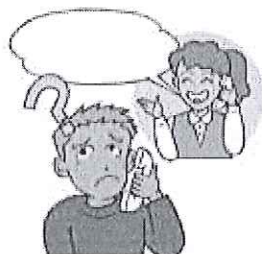
マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や 個人情報の取得 にご注意ください！

マイナンバー制度に便乗し、不正な勧誘や個人情報の取得に関する情報が、内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに寄せられています。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じて、相談窓口をご利用下さい。

マイナンバーについて

- ◆マイナンバーは、10月中旬から11月にかけて、世帯ごとに世帯全員分の通知カードが簡易書留で郵送される予定です。※各世帯への通知は、市区町村により配布時期が異なります。
- ◆マイナンバーの利用範囲は法律で、社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続きでは、原則、顔写真付きの身分証明書などで本人確認を徹底することになっています。
- ◆マイナンバーの通知や利用などの手続きで、**口座番号などを電話で聞くことはありません。**不審な電話やメールはすぐに切る又は無視することとし、内閣府のマイナンバー専用コールセンターや消費者ホットラインに連絡・相談いただくか、内容によってはすぐに警察の相談専用窓口や特定個人情報保護委員会の苦情あっせん相談窓口をご利用ください。



(引用および参考 消費者庁 HP より)

このような電話などに注意してください！

マイナンバーの通知や利用、個人番号カードなどの手続きで、国の関係省庁や地方自治体等が口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報等を聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。
ATMの操作をお願いすることも一切ありません。

こうした内容の手紙や電話、訪問には応じないてください。
おかしいと思ったら、自分だけで判断せず、必ず誰かに相談しましょう！

これまでの相談事例より・・・

- ★ 行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。
- ★ 公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸して欲しいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするため金銭を要求され、現金を渡してしまった。

ご相談は各窓口まで

《 マイナンバー制度全般のご相談は 》

昭島市マイナンバーコールセンター 042-519-2210
(土日祝日を除く 8:30~20:00)
内閣府マイナンバーコールセンター 0570-20-0178
(平日 9:30~22:00)
年末年始を除く土日祝日 9:30~17:30)

わからないことがあったら
まずこちらへ連絡しましょう。

《 通知カードや個人番号カードのご相談は 》

総務省個人番号カードコールセンター 0570-783-578
(平日 8:30~22:00 年末年始を除く土日祝日 9:30~17:30)

《 不審な電話などを受けたら 》

消費者ホットライン 188 (いやや!)

※ 原則最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内しますので、相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。

《 詐欺など被害に遭われたら 》

警察相談専用窓口 #9110
(原則 平日 8:30~17:15)

※各都道府県警察本部で異なります。

土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直または留守番電話で対応。



《 マイナンバーが含まれる個人情報(特定個人情報)の取扱いに関する苦情は 》

特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口 03-6441-3452
(平日 9:30~12:00 13:00~17:30)